

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：教育庁】

機関名称	東京都文化財保護審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	文化財保護法第190条、東京都文化財保護条例第47条
設置年月日	昭和51年7月1日
機関の目的 ・所掌内容	文化財の保存、活用に関する重要事項を調査審議し、これらの事項を教育委員会に建議する。
委員数	20人 (うち、女性委員数 5人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする場合の理由	文化財所有者等との利害関係に配慮
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	
備考	東京都文化財保護審議会（答申）
HPのURL	http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/administration/council/general_conference/attached_institution/cultural_property_council.html
問い合わせ先	教育庁地域教育支援部管理課 電話番号：03-5320-6862 FAX番号：03-5388-1734